

イノベーション・生産性向上WG 第29回 教育・研究TF 議事概要

1. 日時：平成20年2月6日（水）16:00～17:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：教職大学院修了者の採用・処遇に関する東京都教育委員会の方針等について
4. 出席者：【規制改革会議】福井主査、戸田専門委員
【東京都教育庁】参事 指導部指導企画課長事務取扱 宮川 保之
指導部副参事（教育計画担当） 上村 肇
【規制改革推進室】事務局
5. 議事概要：

○福井主査 それでは、第29回「教育・研究TF」を始めさせていただきます。本日は、教職大学院修了者の処遇、併せて東京都の教員の採用等についていろいろお話を伺えればと存じます。

早速ですが、東京都教育庁から15分程度で御説明をお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○宮川参事 それでは、冒頭、これまでの経緯等を御説明させていただきまして、その後、担当の者から具体的に、今日いただきました議題の教職大学院修了者の採用・処遇について御説明を申し上げたいと思っております。

平成17年7月ごろだったでしょうか、中央教育審議会の「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の中間報告を受けまして、東京都はさまざまな準備をして、18年3月28日に区・市の教育委員会の教育長、それから、都内の大学に声をかけまして、教職大学院を設置予定の6大学の関係者にお集まりいただきまして、検討会を開いてまいりました。そういった1年間の検討の中で、教職大学院の活用について大学と連携していくというとりまとめをして、先般、協定を行ったところであります。

その中で、今、お話しいただいておりますところの教職大学院修了者の採用・処遇に関して、担当の上村から説明をさせていただきたいと思っております。

上村さん、お願いします。

○上村副参事 教職大学院が今年の4月からスタートするわけでございますが、これまで都教育委員会で検討してまいりましたところでは、教職大学院の修了者については採用選考に特例を設けるという方向性で検討してきております。今般、報道機関の取材に対しまして説明をしたんですが「優先」という言葉を使っていないんですけれども、新聞記事では「別枠で優先採用」と新聞社の方で整理をして記事にできております。

最初に、東京都教育委員会では、一般選考における特例という言葉で使っているわけなのでございますけれども、このことから最初に御説明したいと思っております。

採用選考でございますけれども、一般の選考の大きなくくりの中で、ある条件に合致する受験者に対して一部の科目免除などの特例を設けております。このことを一般選考における特例と言っておりまして、こうした選考について言葉で言う場合には、一般選考の中で特例選考という言い方をしております。

どういう例があるかといいますと、過去に東京都の公立学校の教員として3年以上お勤めになって、何かの事情で、例えば結婚などで一旦御退職になられて、もう一回、採用選考を受験されるなどのケースがあるわけなんですけれども、そういうような、1回、都に勤めて、そして、辞めて、再び受けるような場合について、1次選考の中で、一般の選考では教職教養、専門教養、論文という3つの内容があるんですが、こうした方については、教職教養と専門教養を免除しております。科目を免除する考え方については、ほかの部分の選考で検証が可能だということで科目を免除しているところがございます。

教職大学院の修了者でございますけれども、一般選考の中で一般の受験者とは一部異なる特例を設けて、選考を実施するところまで決めております。特例を設けるといのは、この意味でございます。教職大学院の修了者が実際に選考を受けますのは、今春から大学院がスタートしますので、2年生の夏、すなわち平成21年の夏になります。

それでは、どういう特例をやるのかということで、採用選考の詳細については、これから都の教育委員会の内部で検討をしていくということでございます。

4つの大学が都内で開学して連携していくわけなんですけれども、ここまでしか具体的な話はしておりません。『産経新聞』の報道で先週出たものの中で「採用方法や人数など詳細は検討中」というのは、このことをそういう言い方で記事にされたんだと思います。

採用選考は、何しろ公平な選考を実施して優秀な先生を確保しなければならないと考えております。優秀な教員を選抜するという基準に照らして、資質・能力を判断して可否を判定するべきだと考えております。

選考なんですけれども、すべての受験者を一律の方法で選考するというやり方も考えられると思うんですが、職務遂行能力等について把握することができる場合には、採用選考の1次試験で実施する内容について、これをほかの方法で代えることによりまして、当該の受験者に対する資質・能力の評価の精度を高めることが考えられるのではないかと考えております。

実際に、今、申し上げましたような都の教員だった経験を持つ者のほかに、例えば国公立学校の現職教員として他県などで同様の教員として仕事に就いている場合ですとか、あるいは都内の公立学校で産休や育休の補助教員として勤務している場合には指導力等が把握されている場合がございますので、この場合にも1次試験の中の教職教養や専門教養を免除するなど、既に採用選考に特例を設けております。

○福井主査 何が免除なのですか。

○上村副参事 教職教養と専門教養です。

○福井主査 2科目ですか。

○上村副参事 2科目で、実際に1次試験は、これに論文で、3科目ありますが、そのうちの2科目を免除するということです。

都内の連携する教職大学院の学生でございますが、都内の公立小中学校を連携協力校として都教委の方で紹介しておりまして、ここでの実習は2年間で60日間程度やることになっております。そうしますと、その指導力等につきましては、学校は勿論、当該所在地の区市教育委員会も把握できますし、都教育委員会も把握することができます。

また、カリキュラムなんですけど、座学の方の講義の内容につきましても、共通に学習する科目の内容の3割程度に当たる中身を大学の方でこれをやっただけと依頼しておりまして、大学の方はそれを了解した上でカリキュラムを編成しております。これは東京都の突飛なことよりも、恐らく教育の常道から考えて、学習指導要領の理解であるとか、そういう当然入るべきことを大学に提示しているところがございますけれども、それをやるようになっております。また、教育実習の中身についても同様に、内容の一部を大学に伝えてやってもらうようになっております。

更に、大学がそれを確実に履行しているかどうかなんですけど、開学をしましてからは実地調査などを行いまして実施状況を評価するようになっておりまして、こちらで大学に依頼してやってもらう内容が担保できているかどうかを確認できるような仕組みになっております。

○福井主査 大学に対して都の教育庁が依頼をされることについての御説明ですか。

○上村副参事 はい。中身の一部について、これをやっただけとお願いしておりまして、大学はわかりましたということで、共通科目があるんですけど、その内容の3割程度を都がやっただけといた内容を入れまして、あとの7割は大学が独自に中身を決めております。

○福井主査 それは、連携をされる前提としてこういう科目はやっただけとお願いしているんですか。

○上村副参事 はい。こういう中身をということです。

○福井主査 その4教職大学院との間でですね。

○上村副参事 そうです。

○福井主査 ほかの教職大学院との関係では、ないわけですね。提携相手としての4大学院とはそういう取り決めをされているということですか。

○上村副参事 はい。

○福井主査 その協定の現物はございますか。

○上村副参事 協定の現物は、今はあれなんです。

○福井主査 でも、結ばれておられるわけですか。

○上村副参事 はい。

○福井主査 写しをいただいてもよろしいですか。

○上村副参事 それでは、これは後日お送りするというので。

○福井主査 60日間の実習も協定の内容としてでございますか。

○上村副参事 60日というところは協定の本文には入っていませんが、設置基準等を踏まえて、60日やるという話になっております。

○福井主査 それは教職大学院側の義務としての実習で、東京都が依頼されて60日間の実習を設定してもらったわけではないんですね。

○上村副参事 そうではないです。

こうした連携ですけれども、ただ場所を貸して、来てもらって、そこで大学の仕切りの中でやって、都がただ場所を貸すだけではございません。こういった取組みを踏まえて、特例を選考の中に設けるということです。

○福井主査 3割の要請された科目は、例えばどういうものですか。

○上村副参事 済みません、もう一つ言いますと、中身を依頼したので、科目はさまざまな科目、どの科目でも結構なんですけれども、シラバスのどこかに、ここに入っていますということで了解しております。

○福井主査 どういう頼まれ方をされているわけですか。

○上村副参事 例えば学習指導要領の理解で、こういうことをやってくださいということです。それ

から、各教科等の指導計画の作成・改善とか、教育課程の編成とか、学校の先生の実務としては全く普遍的な中身になりますけれども、これをA大学ならA大学がいろんな項目を、必修で、共通でやる科目の中の、これはここでというふうに必ず位置づけていただいて、それがシラバスの中で全体に必ず入っていることが確認できるようにお願いして、そうなっております。

○福井主査 学習指導要領の理解とか、例えば今までの教育学部の段階では入っていなかったんじゃないか。

○上村副参事 勿論、教育学部の段階で入っているんです。

○福井主査 教科の指導計画でも入っていますね。

○上村副参事 入っております。

○福井主査 それとはどう違うわけですか。

○上村副参事 質的にはるかに高まっております。

○福井主査 質的に高いというのは、教職大学院で行うものが高いわけですか。

○上村副参事 そうです。

○福井主査 都が頼まれた性能基準が、教育学部よりも教職大学院の方が高い、具体的な性能を示されているわけですか。

○上村副参事 いえ、当然、都が大学院に対して頼みますから、学部よりもレベルが高いのは当然です。

○福井主査 それは学歴としては高いんですが、内容が高度であることの具体的な基準なり担保はあるんじゃないか。

○上村副参事 はい。具体的に文言で、こういうことをやってくださいということで示してあります。

○福井主査 やってくださいと示していただいた中身は、教育学部でやっていることでは対応できていないことばかりなんですか。

○上村副参事 恐らく時間数等の関係で、そこまでやり切れていない、あるいは学生の学習のレベル

とか、認識とかそういう点で、学部学生のやっている学習であるわけですので、こちらは専門職大学院での学習ですから、レベルとして高いものになっているはずです。

○福井主査 もともと教職大学院を一律に優遇しないのは、マスターだから、修士課程だから偉いんだとか、高度なことをやっているのだ、といった当然の前提を取らない、ということが政府として決まったことです。ですから、実際にこの時間数で、こういう基準で学部とは異なる、こういう内容をお願いしていて、それは実際に担保の可能性が非常に高いから学部とは違う、と言えるのかどうかを知りたかったのです。

それを拝見してもよろしいですか。

○上村副参事 結論を先に言ってしまうと、優遇ではない。

○福井主査 そういう御主張はわかるんですが、私どもが関心を持っていますのは、マスターだから、あるいは修士課程だから高度なはずだということは検証されていないから、そこはやはり実績などを見ないと一概には言えないので、例えば教育学部あるいは一般学部を出て、教職免許を取られて採用試験を受けられる方には絶対身についていない知識で、教職大学院の提携先であれば履修している科目がある場合に、その科目について採用試験で免除をすとか、あるいはその科目についての何らかの配慮をするということはあるかもしれないとは思いますが。

そうではなくて、およそ修士課程であるから高度なはずだということはふたを開けてみないとわからない。皆様方も御存じだと思いますが、修士課程を出てきた学生が一律に学部しか出ていない学生よりも教員として優秀だという統計調査はないのです。これは多くの教育委員会の方々もおっしゃいますが、学歴と先生の資質とはほとんど相関がないことは広く知られた事実です。それを前提にするならば、教職大学院の理念は大変結構で、いい先生を輩出していただけるのであれば、それは国としても大変ありがたいことなんですけれども、教職大学院の側は、自分のところは高度な教育をすとおっしゃるはずですから。

しかし、それを採用側がうのみにしていただくことなく、できるはずだという、言わばあらかじめの見積りで判断することなく、実績をチェックすとか、実際に教育学部だとか一般学部ではやっていない科目は実際に身につけているとわかって、例えばその科目の単位を履修した方については、その科目に限っての配慮なりを行いましようという筋であればあり得るかもしれないということが、少なくとも文科省と我々との間の共通理解だったのです。どうも、今、お聞きしていると、そうではないように聞こえるんです。

○上村副参事 先生は工学博士でいらっしゃるのですが、工学の分野とちょっと構造が違うかもしれないんですが、恐らく同じことを学部でも学ぶし、教育学部の場合、より進んで学びたいということで、一般の大学院あるいは教職大学院に入ればより深いことを学んでいくわけなんです。だから、今、先生がおっしゃられたような話で、この科目はこうだから、次はこうだからという形にはなかなか教職

実践という観点から行きますと。

○福井主査 連続しているんでしょうね。

そうすると、実際は別枠のイメージなんですけれども、どういうイメージになりますか。

○上村副参事 全体で、例えば小学校ですと採用する全体の枠がありますけれども、その中で、試験はこういうことをやりますということなんですけれども、先ほどお話ししたように、都の先生をやっていたことのある人とか、他県の現職の人とか、一部内容を免除したりします。

○福井主査 それはよくわかります。どこでも普遍的にやられていることです。

○上村副参事 それで、教職大学院の修了者につきましては、先ほどお話ししましたように、来年の夏が本番の試験の1回目になるわけなんです。だから、具体的にこういうことを、この科目を抜きますということはまだ決まっていないんです。

○福井主査 人数の枠が別と新聞報道では読めたんですけれども、そうではないんですか。

○上村副参事 そうではないです。人数の枠もないんです。

○福井主査 「別枠で優先採用」と書いてあるのは間違いなんですか。

○上村副参事 別枠という意味が、特例を設けることの別枠になってしまっているんです。ですから、教職大学院を出られた方が、要するに試験でちゃんと資質・能力を証明していただければ採ります。だから、別枠で何人採ります、本体の方で何人採りますという話ではないんです。本体の中の一部なんです。

○福井主査 本体の中の一部で、人数の印が付くんですか。

○上村副参事 人数の印もないです。ないから、本体の一部なんです。

○福井主査 科目の免除みたいなことですか。

○上村副参事 そうです。

○福井主査 現職教員と似ているようなイメージなんですか。

○上村副参事 そうです。

○宮川参事 福井主査がおっしゃるように、カリキュラムの水準・内容はなかなか表し切れない。そして、実際に現行の4年制の大学の教職課程をごらんになればよくわかると思いますけれども、本来求めている水準にまで行っているのか。

教職大学院と銘打ってやるからにはそれなりの成果・結果を出していただかなければ、そこから私どもはフリーパスでいただくなどできません。

そういうことからして、必ずそれなりのレベルに達するようにしてください。現実に連携協力校でも、校長を始め関係の教員が授業等を見てきちんと助言もするし、適切にそれなりの基準を満たしているかどうか。この辺りについては今後ですけれども、そういうことを明確にしていく予定でいます。主査がおっしゃるように、単純に仕分けができません。だから、おっしゃっていることについてはよく私どもも承知しているところです。

○福井主査 わかりました。私ども、新聞報道のイメージとは大分違うので、よくわかった点はあつて、問題意識は共通で、おっしゃる御趣旨はよくわかります。

ただ、教職大学院が既存の大学の上に行けるものも結構多いんです。中にはそうでないものもありますけれども。そうすると、今までの、宮川さんがごらんになって、この学校で幾ら成績がよくてもというような方がひょっとしたら、また拡大再生産され、学歴がたまたま上になる、印が付くだけで、同じような方が出てくる可能性もなくはないわけで、そこら辺採用側として、本当に品質確保できている方を送り込んでもらえるのかという点は、よくウオッチされないと危ないかもしれません。

○宮川参事 そのような仕組みにしたいと考えております。

○福井主査 どうぞ。

○戸田専門委員 よく社会人枠という、別枠で取るものがありますね。それとは全く違うんですか。

○上村副参事 別枠のものとは違います。

○戸田専門委員 それでは、一般の採用試験と全く同じなんですね。

○上村副参事 一般の採用試験の中で、都の経験がある人とかと同じような範疇で、一部、特例を設ける位置づけになるかと思います。

○戸田専門委員 それはあくまでも、先ほどおっしゃったように、科目を第1次試験の3つのうちの2つ、教職教養と専門教養を免除する。それでは、ほかの一般の大学の大学院を出た場合も同じなんですね。

○上村副参事 都と連携をしていませんから、ほかの教職大学院のことは、我々は何も承知できません。

○戸田専門委員 ほかの教職大学院ではなくて、例えば普通の大学、東大の理学部の修士課程を出て採用試験を受けた場合は、そういう免除はないんですね。

○上村副参事 一般です。要するに修士を出たから偉いのではなくて、連携している教職大学院を出たから偉いのではないけれども、内容を把握しているから試験の一部に特例を設けましょうということなんです。

○戸田専門委員 しかし、それは問題があるのは、例えば現場にとって、仮に高校の理科の教員が一般の、理科大でもいいし、東大でもいいですが、理学部で専門を深めてやってきた人と、教職大学院を出て教職の単位を随分取って、ちょっと高いレベルで教職教養とか専門教養を身につけたとします。それは大体、教職課程に関するものが中心だと思うんですけども、それとどちらが理科の教師で優秀かという、それこそ先験的には必ずしも言えないと思うんです。

○上村副参事 ですから、一緒に選考するわけなんです。

○戸田専門委員 選考するといっても、科目を事実上、片方は優先するわけですね。

○上村副参事 優先ではないです。優先ということは絶対違います。

あと、教職大学院を既存の大学院研究科、マスターコースの研究科と同じイメージでとらえていた上で上の議論にはしたくないと思っているんです。

○戸田専門委員 申し上げたいことは、都庁の意図はよくわかるんですけども、まさに私は逆に、一般の大学卒や大学院卒の方々がそれだけ門戸が狭められるのではないかという感じがするんです。もし、それと同じ並列で競争するとすれば、余分に大学院のときに専門教職何とかというものを余分に取りなければいかぬということでしょう。でなければ、科目の上で差別をつけられるわけですね。受ける科目の数が多くなるわけでしょう。違いますか。だから、それは別枠ではないとおっしゃっても、科目の上で結局、優遇するということになりませんか。

同じ大学院を出ていながら、教職大学院の場合には科目が3科目でしたね。専門教養と教職教養と論文で、専門教養と教職教養は省いて、論文だけだ。ところが、一般の大学の大学院を出てきた場合には、専門教養と教職教養と論文と3つですね。だから、明らかに試験をやるときに差をつけているということになりませんか。別枠で何人採るとか採らないよりも、試験そのもので既に科目で差異がついてくると思うんですけども、どうでしょうね。

○上村副参事 差異がついて有利不利になるというふうな認識はしておりません。

○戸田専門委員 でも、結果として一般の大学院を出て試験を受ける人にとって負担が重いですね。

○宮川参事 おっしゃるように、並列に量定することは難しいと思います。しかし、教職大学院の出身者については、連携協力校における60日間の実習の評価、それから、実際に一般の大学院出であれ、4年制大学出であれ、それらについてはそれなりの試験を受けていただきますけれども、それらについての判定する基準は同じ基準と言えるかどうかは、私は議論があるところだと思いますけれども、その基準は一つの基準を担保したいと考えています。できるかどうかはこれからですけれどもね。

○戸田専門委員 ちょっと議論のよって立つところが違うような気がするんですけども、例えば東京都では、藤原さんもそうだけれども、民間人校長を随分採用していらっしゃいますね。

○上村副参事 数名です。

○戸田専門委員 その意図は何でしょうか。大体が無免許ですね。たまたま免許を持っている方もおられるかもしれませんが、一方では免許なく一般の民間人の経験者を校長に採用し、他方で一般教諭を採用するときには、教職教養をしっかりやってきた方が非常に教師としての資質が高いという観点でしょう。これは大分違うような気がするんです。

○上村副参事 校長と一般の教諭は職務が全然違いますので、採用試験がこれだけ違うではないかという話はちょっと違います。

○戸田専門委員 職務は校長と教員と違うと言うけれども、それでは、教員経験がない校長は構わないという何か合理的な理由はありますか。例えば別の面から言えば、今度、杉並中学で非常にいろいろな取組みをたくさんなさったけれども、彼は教員経験がないから、私から見ると、どうも公立学校の土俵の枠を出るような取組みを率先してなさったような気がするんです。そこで東京都教育委員会も最初は御注意なさったようなんですけれども、ですから、民間人校長を採用する意図と、一般教員を採用する基本的な理念がかなり違うような気がするんです。

○上村副参事 全然違う話で、新人の教員を採用する話と、校長は学校管理者、管理職ですから、校長の中の数人を活性化ということで採用する場合は、同列の話ではやらない方がよろしいのではないかと思います。ですから、新人の採用は新人の採用の話でいかないと。校長先生がいかに激職で難しい職か、戸田先生はよく御存じだと思いますから、その選考の問題と新人教員の選考の問題はやはり分けて考えた方がよろしいのではないかと思います。

○戸田専門委員 しかし、校長であればこそ、なおのこと、今の都庁の論理でいけば、多少なりとも教職の経験がなければ困るのではないですか。一般の教員の場合には、そういう教職の科目をたくさんやってきた方が、試験のときも科目の枠を2つほど外して、ある意味で優先的になるべく採用しようというお考えでね。

○上村副参事 まだ科目を外すという措置かどうかは決めていません。

○戸田専門委員 さっきおっしゃったことは、まだ決まっていないのですか。

○上村副参事 要するに、今、やっている特例は科目を外していますということで、一般の方とは違う特例ですから、どういう特例になるかはまだ決めていません。それから、絶対に優先ということはありません。

○戸田専門委員 まさに一般の方と違うとおっしゃったけれども、一般の学部、あるいは一般の大学院卒と同じように扱って試験をやっただけないかというのが基本的な考え方なんです。

結果として、今のように科目で差異をつければ、それは教職大学院の卒業生の方が有利になる現実。これは結果としてはそうなると思うんです。ですから、そうならないように、それはやはり同じ土俵で、同じ試験で、そういうふうな機会を均等に与えてもらいたいものだと思うんです。

○上村副参事 必ずしも修了者が有利になって、ほかの方が不利になることではないと思います。

○福井主査 今回の試験はどのような構成ですか。1次がさっきおっしゃいました、教職教養、専門教養、論文の3科目で、1次に受かってから2次試験に進めるんですか。

○上村副参事 はい。2次試験は集団面接と個人面接です。

○福井主査 それぞれ倍率なり合格率はどれぐらいですか。

○上村副参事 校種・教科によって違います。一番低いのが小学校なんですけれども、中高は教科ごとになります。

○福井主査 例えば、最近の小学校ですとどれぐらいですか。

○宮川参事 データを持ってきていませんので。

○福井主査 おおむねで結構なんですけれども、大体、1次で何割ぐらいに絞るとか。

○上村副参事 私は人事部ではないのでそれはわかりませんが、1次で絞って、2次で集団面接、個人面接という形です。

○福井主査 1次でかなり絞るんですか。

○上村副参事 面接をして、最終合格を出す。そこからいく程度に絞ります。

○戸田専門委員 でも、それはかなり低い倍率ではなくて、例えば少なくとも2倍以上、というよりは、都道府県によっては8倍とか10倍とか、相当、競争率が高いんです。

○福井主査 高校の社会などとすと、何百倍になったりするのはあります。

○戸田専門委員 だから、小学校でも最低でも2倍や3倍はあると思うんです。ごく一部の、例えば秋田県だとか東北の一部の県ではちょっと倍率が低いけれども、それでも、1.0とかは余りないですからね。

○福井主査 2次試験は面接中心だとすると、大量処理は非常に難しいでしょうから、1次試験でかなりの数を絞って、面接が物理的に可能なような集団を2次試験で実施する考え方ですね。

○上村副参事 はい。

○福井主査 ということは、1次で3教科のうち2科目が免除になった方は、例えば今までの元教員とか産休・育休教員の場合は、教職教養と専門教養が免除された分をどういうふうに1次のボーダーラインの判定に使われるわけですか。

○上村副参事 それは人事部の方の秘密の事項になってくると思うんです。

○福井主査 考え方で結構なんですけれども、要するにその方については3分の2がなくなったとき、それでも、そういう免除になった方とそうでない方が一緒に受けに来るわけですね。それで、仮に論文の点数が同じだったとしたら、免除になった方と免除になっていない方の教職教養、専門教養の配点はどういうふうに異なるんでしょうか。

○上村副参事 これ以上の話は、人事部の方で出しておりません。

○福井主査 今までの産休・育休は結構なんですけれども、とりあえずの論点として、仮に教職大学

院修了生が科目免除になるとした場合に、それはあくまでも、少なくとも文科省も了解されている方針はア priori に優遇することはできないということで、東京都教育庁も十分御理解いただいていると思います。その意味は、1次試験を受けたときに、試験免除を受けていない方と受けている方が、論文が同じ点だったとして、自動的に免除を受けている方が有利になるとすると、これは原理的に衝突することになるのです。

ですから、どういうふうな配点をされるかは、少なくとも、この教職大学院の方について、今はまだ決めておられないかもしれませんが、仮に科目免除なりを御検討になるのであれば、今、私が申し上げたような意味での懸念がどう払拭されるのかを説明していただく必要があると思うんです。

○上村副参事 それは選考の極めて機密的な事項になるので、今までこれに類した中身のお話はオープンにしていないと思うんです。

○福井主査 だとすると、オープンにできないで教職大学院の方が1次で免除になると、これはかなり問題が大きいということになってしまいます。

○上村副参事 お話の意図はわかりますけれども、そうかといって、これは採用選考の内容の問題になってきますから、今までこうですというようなことではお出ししていないと思います。

○福井主査 免除になる場合とならない場合は、受験者の公平という観点から見ると、できるだけ、個別の採点あるいは配点などは別にいいんでしょうけれども、彼が幾らだったとかは勿論、個人情報でしょうが、少なくとも免除になった場合に、それがどういう配点なり採点に影響するのか、あるいはボーダーラインの判定に影響するのかということに、一般的にはオープンにされるのが望ましい情報ではないですか。

今まで秘匿されていたということはそうかもしれませんが、少なくとも、教職大学院については全国的にかなり話題になっている制度なんです。やはり首都圏の東京都教育庁がなされることは全国にもいろいろ影響がありますので、そういう意味でも私どもは、この新聞記事を拝見してですけれども、できるだけいい形でスタートしていただきたいと思うものですから、できるだけ透明性が高い、しかも受験生にも、それから、例えば東京都の教員のまさに雇い主であるところの都民にもわかりやすいもの、フェアで透明性が高い、本当にいい教員になっていただけるような選考の基準なり配点なりをつくっていただいて、それをできるだけ一般基準としてオープンにさせていただくということが望ましいことではないでしょうか。

御検討いただけませんか。

○上村副参事 これから、都教委の中で特例の中身を検討していくわけですので、今、ここでこういう方向性でいきますとかそういう話にはならないと思います。

○福井主査 それは結構ですが、もし教職大学院について仮に科目免除になれば、今、私が御質問申し上げたようなことはやはり対外的にオープンにしていだかないと、優遇されているのか、されていないのかを、国民も都民も判断できなくなってしまうので、それは非常に具合が悪いと思うんです。そこは御理解いただけますね。いかがでしょうか。

○宮川参事 先般、文部科学省の方から教員採用等の改善に係る取組事例のまとめというものがありまして、この中でもそういうふうな透明性という話がありました。これについては所管部が受け止めていると思いますので、ただ、今、福井主査がおっしゃられたような詳細についてまで、どこまでできるかは担当所管が、これまでの経過もありますので、私どもがここで話しすることは、今、上村が触れたことについても限界を超えておりますので、御容赦いただきたいと思っています。

○福井主査 ここでお話があったことを、所管課の方にはお伝えいただければと思います。

○宮川参事 担当に伝えますし、私どもは平成18年3月31日付の例の閣議決定の文書も踏まえつつ検討をしてきております。それから、中教審の答申についても踏まえて検討しておりますので、今後もその基本的なスタンスは変わりません。

○福井主査 中教審の答申は、文部科学省の審議会の見解ではありましても、行政庁としての文部科学大臣や文部科学省の見解ではないのです。

○宮川参事 ですから、それも参考にしております。

○福井主査 参考にさせていただくのは結構なんですけど、踏まえるとなると、少なくとも中教審答申は、同じ内閣の構成員であるところの国会議や内閣府と調整を経たものではございません。内閣として決まっていることは、あくまでも3か年計画なり規制改革会議答申なんです。そこは、御理解いただきたいと思います。

勿論、具体的な制度設計次第ですし、いろいろ問題意識は共有していただいているところも十分あると思いますので、あとは具体的な制度設計の際に、今、私が申し上げたような意味での、実際の免除科目を何点とみなすのかという操作は絶対必要なんです。免除があったとすれば、免除された科目を除いて、すなわち免除されなかった論文科目の点数だけで判断するというのが、恐らく科目免除の場合の一般的なやり方だと思います。あるいは足切りがあるのだとすれば、合格点を越えた者とみなすとするのか、それとも、平均を取っているとみなすのか、いろんなやり方があると思うんですが、どういう方式を取るかによって、多分、免除されたことが論文だけで勝負できて、面接の枠内に入るような場合、例えば高校社会とかですと天文学的な倍率で受けに来られるでしょうから、何百人の方から数倍とか十数倍に絞るときに、3分の2もの科目が免除されているということが持つ意味は極めて重い。

としますと、その重い優遇効果が結果として生じることになるのにふさわしいだけの、まさに冒頭に申し上げたような意味での、今までの教員養成学部の学部教育と、修士だから違うはずだという前提を取らないでいて、実際にどれだけのことが身についたのかが検証できて初めて科目免除と連動するような、言わば公的な資格なり公的な採用試験の十分にオーソライズされ得る基準でないとまずいわけです。これからの制度設計だと思うんですけれども、フェアで、都民にも受験者にも十分納得できるような合理的な基準、公平な基準でやっていただきたいと、くれぐれもお願いを申し上げたいと思います。

○上村副参事 今、高校のお話が出ましたが、教職大学院自体が小学校を中心とした開設になっておりますので、今までの検討では、小学校と中学校の一部教科というようなことで対象になろうかと思っております。

○福井主査 実際のこの連携もそういう前提で、都立高校の先生については余り念頭に置いておられないわけですか。

○上村副参事 今のところは考えておりません。

○福井主査 小学校の先生が、比較的倍率が低いわけですね。

○上村副参事 といいますか、大学の方で、どの校種の教職実践を対象としたコースをやりますかという中で、すべての大学は小学校を対象にしているんですけれども、中学校、高校をその中に含めたコースをつくっている大学が少のうございますので、結果的にそういう対応をせざるを得なくなっております。

○福井主査 例えば都の採用試験でも、実際上は小学校が一番倍率が低いのではないですか。

○上村副参事 そういうことになると思いますけれども、今、データがあれなので。

○福井主査 科目免除以外には、もし想定するとしましたら、どういう形があり得るのでしょうか。

○上村副参事 それも、ここでは申し上げようがありません。

○福井主査 人数の枠でないことは間違いないわけですか。

○上村副参事 人数の枠ではございません。

○福井主査 2次試験の方での配慮はあるのでしょうか。

○上村副参事 今までやっている特例が1次試験でやっておりますので、わかりやすいイメージとしてこういうものがございまして申し上げましたけれども、どこまでどうやるかも含めてどういう特例になるかは、まだ軽々には申し上げられないということでございます。

○福井主査 今の採用試験の2次試験は面接だけですか。

○上村副参事 あと、一部教科で実技があります。体育とか、音楽、美術、あと、英語です。

○福井主査 例えば、英語の実技はどのようなものですか。リスニングとかですか。

○上村副参事 たしか、コミュニケーションです。

○福井主査 そうしますと、2次試験で、例えば教職大学院と1対1に対応する科目みたいなものは想定しにくいのでしょうか。

○上村副参事 それは何とも申し上げようがないので、1次でやるか、2次でやるか、どのようにやるかはまだあれです。

○福井主査 実技科目があるものは違うのかもしれませんが、2次試験の意図は主として、やはり人柄とかそういうところを見極めるということですか。

○上村副参事 人物を見るということだと思います。

○福井主査 ということは、人物をまさに面接官の方がごらんになるということであれば、そこでは一般的に学歴そのものは入ってきにくいことになりますね。

○上村副参事 ただ、やり方も集団面接を入れてみたりとか、いろいろ工夫をしておりますので、2年先のやり方をこうです、全体像の中でこういう工夫ですという話は今は申し上げにくいものですから。

○福井主査 勿論そうですが、多少、仮定の話になりますが、もし教職大学院を出た方が集団面接を受けるとして、教職大学院についての科目免除なり面接上の配慮に当たるようなことは、非常にやりにくいような印象を受けるんです。

○上村副参事 何ともあれなんです。

○宮川参事 いろんな選考には道具立てがあると思うんです。こういう教科、領域なり、実技なりはあると思います。

今回の教職大学院については、これまでとは違ったシステムを取っていると思います。その中でも60日に及ぶ連携協力校での実習。これらをどういうふうに専門職として独り立ちしていただきたいための人格的側面はどうか、あるいは技術的側面はどうかを、これまでの選考では見られなかったわけで、今度はそういう機会を通してきちんと評価していく仕組みをつくれば、これまで以上に都民に信頼される教員を私たちは選考できるかもしれません。

ですから、そういうことを通して、一部科目等を減ずるとかだけの考え方では選考にはならないだろうと思っています。ですから、そういうことを含めて検討していくということです。

○福井主査 科目を減じるというよりは、例えば総合点で加点するとかというイメージですか。

○宮川参事 その辺も、まだこれからです。

○福井主査 そんなに無数の選択肢があるわけではないのでシミュレーションしておきたいんですが、例えば60日間実習しているから、あるいは共通科目の3割は都の要請科目をさせていただいているからどうなるかという、それが都教育庁の要請どおりの非常に的を射た実習なり、共通科目を開講しているとすれば、それはおのずと、例えば面接のときの受け答えですとか、あるいは総合的な論文なり、面接でわかる範囲のところ、それが反映されなければおかしいわけですね。

要するに、人柄なり人物なりを見るときに、教職大学院での何らかの実習なりの成果がもし上がっているのであれば、面接なり試験を通じて適切な教員人材を採用できるという前提に立つ以上、そこでの判断要素の中に表れてこないと成功しているとは言い難い、ということになると思うんです。だとすると、出たから加点をするとか、げたを履かせるとか、少し優遇されるというのでは、成功したかどうかについての個々の学生の成果がとらえられなくなります。

○宮川参事 個々の学生の資質をどういうふうに見ていくかの方法を考えなくてはならないと考えています。

○福井主査 個々の生徒次第であって、例えば何とか教職大学院を出ているから人物点がよくなるということにはならないですね。

○宮川参事 カリキュラムについても、ごらんいただければ、先ほど上村について福井主査からどこがどう違うと御指摘があったんですけども、例えばこういう内容については演習なり、あるいはエクササイズをやってくださいと明記しております。

ですから、すべてを私どもが見ること、または大学院に入って状況をつぶさにかがいがい知るとい

ことは不可能でありますけれども、何度かお邪魔して、そういう具体的な演習なり、実習なり、あるいは作業なりをしているかどうかは見させていただきたいと思っておりますし、その成果物なども大学がきちんと評価して、これまでとは違った、学生の教員として求められる技術的側面、あるいは人格的側面のさまざまな側面についてきちんと評価して、私どももその情報をいただいて、選考の仕組みとしてどういうふうにしたらいいか。本当に今後の日本の教育を担う人たちを育て、あるいはいただいて、更に東京都としても、それらを将来の管理職として育てていくかというような見通しもつけられるようにしていかななくてはならないと考えております。

そこについては、本当にこれからでありますので、お話のように、3月31日の閣議決定のあの指針については私どもも十分承知しておりますので、私ども、今の段階ではそこまでしか申し上げられません。ですから、一部減ずる、減じないという議論もまだ十分になし得ない状況でありますので、このところは御理解いただきたいと思っております。

○福井主査 閣議決定の趣旨は、具体的に应用する段階になって、これは法科大学院などでも似たような議論があるんですが、プロセスとしての教育だとか教職課程の内容に意味があるんだとすると、都で採用されて、教壇に立たれて、その方々が現場に行ったときに、現場の校長先生や保護者や生徒たちが、教職大学院を出てきた先生はやはり違うという評価に恐らくつながるはずでしょう。本当に成功する教育ができていけば、です。とすれば、それはおのずとブランドとなって、あそこの教職大学院でこういう課程を修めてきた方は非常に有益な、教壇に立てる人材だということが採用担当者であるところの都庁にもわかってくる。そうであるならば考慮事項として有力な証拠になりますね。

でも、それは大学一律ではなくて、教職大学院でもトップで出られる方もいれば、やっとな卒業できた方もいるでしょうし、また中には、成績はいいけれども、どうも、先生として子どもの前や保護者と接するのが得意でない方もいるかもしれない。そこは、以前にもたしか東京都と議論したことがあると思うんですが、やはり教壇に立ってみて初めてわかる資質・適性はかなりあるわけです。その検証も並行して重要になりますので、最初の段階で、教職大学院であるから何らかの資質を持っているという願望はわかるんですけれども、持っているはずだとは、成果が余り検証されないうちに余り楽観的に思わない方がいいと思っております。

○宮川参事 そういう考えは持っていないと私どもは考えています。

本当にさまざまな御示唆をいただきましたけれども、そういうふうを考えておりますし、そして、修了者すべてを私どもがいただく考えはございません。十分、その辺りは大学さんと、その大学における評価、それから、実習校における、今、まさしく先生がおっしゃられた、60日間も教壇に立たせるわけです。

実際に、東京都はさまざまな取組みをしております。そして、大学さんが学生さんの将来を考えて、アシスタントティーチャーとしてティームティーチングの補助とか、そういうことでもたくさんの学生さんが学校にいらっしゃっていただいています。彼らはそこでアシスタントティーチャーとしてやってみて、改めて教員をやりたいとなった学生さんがいらっしゃることも聞いています。それから、こ

の人は教員になるべきではないというような声上がる例もあります。ですから、インターンではありませんけれども、おのずとそういうプロセスを経て、ふるいにかけていると思います。

○福井主査 おっしゃることはわかります。その場合、実際に人となりを見られる機会として60日の実習は確かに有意義だと思うんです。それ自体は全くおっしゃるとおりです。

ただ、その場合も、私どもが気になりますのは、それでは、60日間の実習で人となりをうまく証明できた方は確かに安心感があるのは間違いないものの、たまたま、この4教職大学院を出ていないけれども、60日間、もし、都の関係者の方に見ていただければ人となりを証明できたはずだという方だって潜在的にいるわけです。そういう方とほかの条件が同じだとして、たまたま人となりが60日間でわかっている方が、これもやはりアプリアリに有利になるようになってしまうと、やはり公平性の点で問題になる。その点です。

○宮川参事 一つの要素で、あるいは先ほどのような特例選考と言われるものについても、幾つかの要素を外したから、その要素の分だけ見て取れないということではなくて、他のものによって検証できるものがあれば、それで減ずるという考え方でいます。

○福井主査 多様な採用チャネルの一つとして意味はあると思うんですが、くれぐれも優遇になりませんよう、そこは重々御承知の上だと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○宮川参事 再三、お話しいただいておりますので。

○福井主査 もう一つは、これも以前に議論させていただいたことがあると思うんですけども、校長は抜きにしても、一般教員の社会人登用は、その後、いかがですか。だんだん増えているんでしょうか。例えば、特別免許を前提にした採用も文科省の通知の中にあると思うんですけども、そういう数についてはいかがでございますか。

そこは所管が違いますか。

○宮川参事 はい。

○福井主査 実は問題としては連続しておりますので、是非お伝えいただければと思うんですけども、今のこの文科省なり私どもの考え方は、校長を除いても、一般教員が実際に教壇に立っていただいて初めて信頼感のあかしができるという性質が非常に強いことにかんがみますと、できるだけいろんなチャネルから、教員免許をあらかじめ持っているかどうかだけに拘泥せずに、免許がなくても有為な人材かもしれない方について、少なくとも一旦、ちゃんと教壇に立っていただけるという多様なチャネルがあった方がいいのではないかと議論しているわけです。特別免許は、採用したい人に事後的に与えるというルートができていくわけですし、それも一つの有効なルートです。

そうしますと、そういう方にも来ていただけるということは、教職大学院もそのワン・オブ・ゼム
かもしれませんが、必ずしもその経歴は教師教師していない、ないしは教職教職していない
方でも教壇に立っていただいて、向いていれぱずっとやっていただこう、向いていなければ、1年間
の条件付採用期間があるわけですから、それで去っていただくということで、いろんな方にチャレン
ジしていただけるような採用方法があれば、より教師集団の層も厚くなるだろうという議論なのです。
その考え方と、今度の教職大学院の協定の内容とが衝突しないように調和的に運用していただけます
と、大変ありがたいと思います。

それでは、今日は大変お忙しい中、また、雪の中ありがとうございました。大変有益なお話を伺い
ました。今後ともよろしく願いいたします。

以上